

徳島県告示第二百三十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第一項の規定により、施術機
関として、次のとおり指定した。

令和七年四月十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

安達 健太	施術者の氏名		
四 美馬都つるぎ町半田字木ノ内一―二	施術者の住所		
		令和七年一月四日	指定年月日